

## 前回の審議会でもいただいたご意見について

番号	いただいたご意見	回 答
1	公文書管理条例における規則への委任事項以外にも、規則に規定する事項について検討すべきである。	検討の結果、第10条に利用の促進として簡便な方法による利用、第11条に廃棄に関する事項を規定します。
2	規則における他県の規定事項と長野県の規定事項がわかるように整理してほしい。	別紙のとおりです。
3	規則別表の1文書又は図画の写し等の欄に「複写機により複写したもの」とあるが、特定歴史公文書の写しの作成方法は、複写機による複写なのか。	文書又は図画の写しの方法は、スキャナによって読み取ってできた電磁的記録を用紙に印刷するか、撮影したものを用紙に印刷する方法により実施します。そのため、別表の記載も「用紙に印刷したもの」と修正します。
4	規則第1条において「条例の施行に関し」という文言を入れた理由を教えてください。	長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則も長野県公文書等の管理に関する条例の施行規則のため、「条例の施行に関し必要な事項を定める」としています。
5	特定歴史公文書の利用請求に係る審査基準を示してほしい。	別添「長野県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案」のとおりです。

## 長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則における規定事項及び他県の規則における規定事項一覧

規則名	実施機関からの受入れ	保存方法等	複製物の作成	個人情報漏えい防止のために必要な措置	目録の作成及び公表	利用請求書の記載事項	本人であることを示す書類	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	利用の実施に関する通知に関すること	利用決定等の期限の延長	利用決定等の期限の延長通知
<b>長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則</b>	(要2条)	(要3条)		(要4条)	<b>第2条</b>	<b>第3条</b>	<b>第4条</b>	<b>第5～7条</b>	(要9条)		(要10条)
熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則		<b>第2条</b>			<b>第3条</b>	第4条	<b>第5条</b>	<b>第6～8条</b>	第9条	第10条	
香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則					<b>第4条</b>	<b>第6条</b>	<b>第5条</b>	<b>第10条</b>	<b>第7条</b>		第8条
滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則	第3条	第5条	第6条	第7条	<b>第8条</b>	<b>第9条</b>	<b>第10条</b>	<b>第14条</b>	第11条		第12条

規則名	利用決定等の期限の特例による延長	利用決定等の期限の特例通知	電磁的記録の利用方法	閲覧の方法、写しの交付の方法等	写し等の交付費用	簡便な方法による利用	特定歴史公文書等の貸出	原本の特別利用	移管元実施機関による利用	特定歴史公文書等の廃棄	保存及び利用の状況の公表
<b>長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則</b>		(要11条)	<b>第8条</b>	(要13～17条、第19～24条)	<b>第9条</b>	第10条	(要25～32条)		(要33条)	第11条	(要37条)
熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則	第11条		<b>第12条</b>	第13条					<b>第15条</b>	<b>第16条</b>	<b>第17条</b>
香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則		第9条	<b>第11条</b>	第11条	<b>第12条</b>					<b>第13条</b>	
滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則		第13条	<b>第15条</b>	第16条、第19～23条、第36～38条		第17条18条	第24～31条	第32～34条	第35条	第39条	

※各県の太字となっている事項は、各県の公文書管理条例で規則に定めることとなっている事項

※長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則欄の（要○条）とは、長野県特定歴史公文書の利用等に関する事務処理要領（案）で定めている事項